

出店の際の注意事項について

- (1) 火災防止、風雨の気象については常に細心の注意を払い、**リース品等の保全**に努めてください。
- (2) 火気を使用する出店者は、**消火器を常備**してください。
- (3) 立入禁止区域には立ち入らない。また、搬入車両は決められた場所に駐車をお願いします。
- (4) 焼き物、揚げ物を調理する場合は、養生するなど必要な措置を取り、路上を汚さないように留意してください。また、テント内での炭火焼きなどによりテントを汚した場合は、**クリーニングの費用を請求**する場合があります。
- (5) 販売する品物については、品質・価格・店名等を表示してください。特に食品については食品衛生法をはじめとする**法令の遵守**を徹底してください。
- (6) 食品を販売する出店者は、食品の陳列取り扱い及びその保管等に十分留意し、関係法令の順守をお願いします。また、**保健所の営業許可**が必要な事業者は、**事前に申請し、許可証を当日必ず持参**してください。当日、許可証の確認ができない場合は出店を許可しません。
- (7) 物品等の搬入、搬出及び本イベント時間帯は、特に通行者等の安全を第一とし、通行の妨げにならないように十分配慮し、関係者の指示には必ず従ってください。
- (8) 出店業者は、ごみかご、ちりとり、ほうき、ごみ袋を各自で用意し、常に**会場の美化清掃**に努めてください。また、終了時には必ず清掃し、**各自でごみを持ち帰**ってください。
- (9) 1小間につきテーブル2台とイス2脚を貸し出しますので、出店者が責任をもって引き取り、返却を行ってください。必ずテント内に設置してください。
- (10) 主催者及び警察等行政機関の指示には必ず従ってください。
- (11) 音声ボリュームは、周囲の迷惑とならないようにしてください。
- (12) 苦情等については、出店業者において誠意を持って対処してください。
- (13) リースした机・イスや、**主催者が準備した物品等は絶対に持ち帰らない**でください。
- (14) **出店料は当日各店舗に徴収に伺います**ので、ご対応いただきますようお願いいたします。

日向市細島港クルーズ客船受入協議会（事務局：日向市ふるさとプロモーション課）
TEL:0982-66-1026